

# 綿 ス フ 織物情報

2020年(令和2年) 1月号 Vol. 1846

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

## 主な内容

「年頭挨拶」平松誠治(日本綿スフ織物工業連合会会長)／「年頭所感」高田修三(経済産業省製造産業局長)／「年頭所感」前田泰宏(中小企業庁長官)／「年頭所感」杉浦宏美(経済産業省製造産業局生活製品課長)／JETRO「欧米向けテキスタイル輸出展示商談会」開催／SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催／日本繊維産業連盟常任委員会開催／技能実習適正化推進委員会・取引適性化推進委員会開催／一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催／令和元年度補正予算案閣議決定／令和2年度予算案閣議決定／経産省「第三者承継支援総合パッケージ」を策定／令和2年度税改正案閣議決定／EPA・TPPの動向／特許公開情報

## 年頭挨拶

日本綿スフ織物工業連合会  
会長 平松 誠治

新年おめでとうございます。

令和2年が始まりました。新しい時代とともに気持ちも高揚することの多かった昨年ですが、企業収益は概して低迷し、設備投資や個人消費が伸び悩んだ結果が我々織物業にも少なからず影を落とした一年でした。特に昨年後半からは発注や引き取りも低調で、非常に厳しい状況となりました。

今年はオリンピックの上昇気流に乗って、輸入にやられっぱなしの平成から、反転上昇の令和へ確実な一步を踏み出すべく、綿・スフ織物業、繊維産業全体の事業環境改善等に取り組んでいく所存です。

具体的には、官民一体となって取り組んでいる下請適正取引の推進です。また、織布運転の技能実習第3号(5年)へのすみやかな移行と改正入管法での在留資格である特定技能1号(単純作業)に繊維業を入れることを引き続き関係機関に働きかけていく所存です。税制等につ

いては事業所税の廃止と高年齢雇用継続給付金の延長を要望してまいります。

翻って、工連における下請適正取引への第一歩は、自社の強みに気づき、企業価値を正しく認識することだと考えます。現在生き残っている企業は皆何がしかの強みを持っていますが、自らの強みを自覚していない企業が多いように思います。それぞれの強みに気づき、存在価値を正しく認識する。それこそが反転上昇へのターニングポイントであり、自社の強みを把握できれば方向性が見えてきます。

そして、その手段が産地交流、企業間交流です。工連では産地交流、企業間交流を後押しして、その土壌づくりを進めてまいります。交流の先には産地を超えた様々な連携も考えられます。例えば衣料と資材の連携によりサステイナブルな新しい素材が誕生することも考えられ、お互いの強みを掛け合わせることは新たな可能性の発掘でもあります。

今後は綿工連綿's倶楽部や産地組合だけでなく、産地を超えて目的を同じくするグループの交流活動も促進したいと考えています。また、これまであった分科会的な活動も綿工連産地全体に拡大し、より有機的な関係を構築したいと思います。

一般財団法人での助成金事業も継続の予定です。今年度から申請書類の簡素化等を図ったことにより、多くの企業が利用できるようになりました。生産性向上、新商品開発、販路開拓、人材育成等、設備投資など頑張る仲間を応援していきます。

これまで7年にわたって取り組んできました「綿織物産地素材展」は本年3月、第8回開催に向けて現在出展者を募集しています。さらに若手経営者の育成や指導も工連の使命のひとつであると考え、本年も若い後継者や社員を元気づけられるような取組みを推進し、縮小の続く織物業、繊維産業に歯止めをかけ、若い人材が働きたいと思えるような事業環境の改善に取り組んでいく所存です。

令和二年元旦

## 年 頭 所 感

経 済 産 業 省  
製 造 産 業 局 長  
高 田 修 三

明けましておめでとうございます。令和2年の年頭に当たり、一言御挨拶申し上げます。まず、台風15号、19号など、昨年発生した自然災害において被災された全ての皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、産業界の皆様からは、生活支援物資の供給など、様々な形で



被災地支援に御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

#### (景況観)

アベノミクスの進展により、我が国経済は長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達しています。また、雇用・所得環境も改善し、景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方経済は厳しいながらも前向きな動きが生まれ始めています。

他方、製造業を取り巻く環境は大きく変化しており、これに対する対応を進め、不断の精進を続けていく必要があります。

#### (通商)

まずはグローバル経済の変化への対応です。米中対立が顕在化し、保護主義的な動きが広がるなど、通商を巡る国際的な動向に対し、昨年、私も多くの経営者の方々から、先行きの不透明さを懸念する声を伺いました。

これまで、日本は、いわゆるTPP11や日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築してまいりました。米国との日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定も本年より発効します。これからも自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく国際経済体制を主導する役割を果たしていきたいと考えております。

#### (第四次産業革命、デジタル化)

また、デジタル経済の急激な進展への対応が不可欠です。AIやIoTといったデジタル技術の進化により、第四次産業革命という大きな波が押し寄せています。競争力を維持、強化し続けるには、この潮流に適切に対応していくことが肝要です。

例えば、自動車産業では、「CASE」と呼ばれる100年に一度の変革期を迎えていると言われております。これは、インターネット等を介して、情報と車の接続(Connected)、自動走行(Autonomous)、シェアリングサービス(Shared)、電動化(Electric)が進み、自動車の使い方が変化し、社会そのものの在り方にまで影響を及ぼすものです。付加価値を巡って様々なプレーヤーの競争が激化し、自動車産業における世界的な地位が大きく入れかわる可能性もあります。リスクとして逡巡することなく、大きなビジネスチャンスと捉え、先手を打って行くことが必要です。なお、高齢化社会における交通安全を高めていく観点から、サポートカーを導入する支援の適切な執行にも取り組んでまいります。

日本の強みともいえる素材産業においても、新しい開発手法の成果が生まれつつあります。これまで、研究者の経験と勘に基づき、試行錯誤を繰り返し、革新的な素材を生み出してきました。しかし、マテリアルズ・インフォマティクスと呼ばれる新しい開発手法では、AI等のデジタ

ル技術を用いてビッグデータを分析することで、新しい素材を製造するためのレシピを知ることが

できます。開発期間の大幅な短縮につながり、まさにゲームチェンジが起こる可能性があります。

生産現場においても、デジタル技術の活用は必須です。これまでも、日本の製造業は、産業ロボットを導入し、世界最高レベルの生産性を誇っています。今後は、クラウド技術やAI技術を用いて、工場全体で最適制御していくことが求められます。更には、生産段階のみならず、開発、設計段階を含めた最適化も必要となります。

デジタル技術は、フロンティア分野でのビジネス創出にも役立ちます。宇宙産業では、衛星などから集められたビッグデータをプラットフォーム化し、新しいサービスを生み出す基盤として活用する、宇宙利用産業の時代に突入しています。また、ドローンは、災害監視、インフラ保守など様々な分野での活躍が期待されています。産業用ロボットも、工場の生産ラインだけでなく、サービス分野といった私たちの生活に近いところまで広がるでしょう。空飛ぶクルマなど、SFの世界に近い未来のものとなりつつあります。

今年、5Gの導入もいよいよ本格化していくなど、デジタル化の動きが一層加速していくことは間違いありません。経済産業省製造産業局としても、産業界の皆様を取組を後押しすべく、昨年末に決定した令和元年度補正予算案や令和2年度当初予算案において、先端的な技術に関する研究開発、導入支援のための経費を計上させて頂きました。予算については国会でのご審議をいただいた上で、予算以外の取組も含め、今年も、全力で産業界の取組を応援させていただきます。

#### (人手不足)

自由で公平な通商・貿易の推進、デジタル経済への対応と同時に、少子高齢化に伴う中長期的な人材不足の問題も解決していく必要があります。特に製造業の現場では、いわゆる熟練工など技術を持った人材の不足が指摘されています。

ロボットの導入は、こういった問題を解決する一つの方策です。ロボットそのものの研究開発やロボットフレンドリーな環境の構築に取り組むとともに、中小企業向けの導入補助事業も強化していきます。あらゆる現場へのロボット導入などをサポートする人材の育成にも取り組んでいきます。

外国人材の活用にも取り組む必要があります。昨年4月に、改正入管法が施行され、製造業では3業種への特定技能外国人の受け入れが開始されました。今年、現地での試験を開始する予定であり、受け入れの拡大に向けて環境整備に取り組めます。産業界の皆様にも、受け入れた外国人が円滑に過ごせるよう、引き続きご協力をお願いします。

#### (下請等取引適正化)

サプライチェーン全体での競争力強化を図る上で、取引適正化は重要な課題です。昨年来、経済産業省製造産業局として、型管理問題や働き方改革に伴うしわ寄せ防止などに向けた取組を精力的に進めてまいりました。具体的には、「型取引の適正化推進協議会」において、型の



廃棄年数など踏み込んだ内容を取りまとめ、規範性のある報告書に結実させた他、働き方改革に伴うしわ寄せ防止のため、例年になく規模での周知徹底を行ってまいりました。

本年も、取引適正化の更なる浸透に向け、発注側、受注側の相互理解・協力をより深く図るために、周知徹底を強力に進めるとともに、自主行動計画未策定の業界を含め、幅広い業界の方々とともに議論を深めていきたいと考えています。

#### (福島)

福島の復興は経済産業省の最重要課題です。製造産業局としても、福島県とともに、「福島イノベーション・コースト構想」の中核となる福島ロボットテストフィールドの整備等に取り組んでいます。福島ロボットテストフィールドは、ドローンの飛行試験や災害ロボットの実証実験を行える場としてニーズが高く、既に 120 以上の活用事例がございます。今春に全面開所予定であり、産学官の関係者に広く活用いただきたいと考えています。

加えて、今年には、ワールドロボットサミットを 8 月に福島で、10 月に愛知で開催いたします。これは、世界中のロボット関係者が一堂に集まる、ロボットの研究開発及び社会実装を加速するための国際大会です。福島をロボットのイノベーションの中核地とすべく取り組んでまいります。

また、福島の産業復興を進める観点から、産業界の皆様にも是非、福島での拠点立地を検討いただければと考えております。経済産業省として、様々な支援メニューを用意していますので、御関心のある方は、お気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

#### (万博)

2025年に開催される大阪万博では「未来社会の実験場」をテーマにしています。多様な企業の参画・共創をはかり、万博を通じてイノベーションの促進をはかります。日本国際博覧会協会事務局において、実証・実装の場として活用する「未来社会」のアイデアを幅広く募集されていますので、是非ご検討下さい。

今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。前回の東京大会は、日本の復興と成長のシンボルとなりました。製造業を取り巻く環境は、当時とは一変しており、複雑で困難な課題にも多く直面しています。しかし、日本人と日本の製造業は、必ずや課題を克服して、安定した成長を続けられると確信しております。

そして、第三回東京大会の頃に、「前回大会の年が日本の飛躍の始まりであった。」と振り返ってもらえるよう、私自身も微力ながら力を尽くしたいと思います。

最後に、産業界の皆様の益々の発展と、令和2年が素晴らしい一年となることを祈念して、年頭の御挨拶とさせていただきます。

## 年頭所感

中小企業庁長官  
前田 泰宏

令和2年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

中小企業・小規模事業者は、雇用の約7割を占め、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域コミュニティの支え役です。中小企業・小規模事業者の皆様が、高齢化、人手不足、人口減少などの構造変化に加え、働き方改革や賃上げなど今後相次ぐ制度変更を乗り越えて躍進することができるよう、中小企業庁では、思い切った支援や環境整備を図っていきます。

### 【生産性向上支援】

第一に、激変する経済社会環境への中小企業・小規模事業者の対応力を高めます。中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応が求められています。今般の補正予算において、革新的な製品・サービス開発のための設備投資支援や、小規模事業者に特化した販路開拓支援、ITツールの導入支援を含め、生産性向上を継続的に支援するため、中小企業生産性革命推進事業を措置しました。これまでの支援策の、準備期間の不足や事業期間の制約といった課題を解消し、働き方改革等の制度変更に対応する中小企業・小規模事業者を後押しします。

### 【円滑な事業承継の促進】

第二に、経営者の高齢化による事業承継問題に対しては、一昨年の法人版事業承継税制の抜本拡充、昨年の個人版事業承継税制の創設と、主に親族内承継に対する支援策を大きく前進させてきました。今後さらに、後継者不在の中小企業の黒字廃業を回避すべく、「第三者承継支援総合パッケージ」として、中小企業支援機関や金融機関等と連携して、強力に進めていきます。加えて、事業承継の阻害要因となっている個人保証の慣行からの脱却を目指し、個人保証の慣行は今の世代で断ち切るとの決意を持って、新たに経営者保証を不要とする信用保証制度を創設します。さらに、専門家の確認を受けた場合には保証料を大幅に軽減する等、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を促します。



### 【取引構造の適正化】

第三に、我が国を取り巻くグローバルな競争環境を踏まえ、業種別の取引構造について分析を深めていき、大企業と中小企業・小規模事業者がともに稼げる「共存共栄モデル」を提示します。あわせて、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善に加え、新たに「知財・ノウハウの保護」、「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」について検討し、対策を取りまとめてまいります。

### 【自然災害への対応】

最後に、昨年は、8月末の九州豪雨、台風第15号や第19号等の自然災害による甚大な被害に見舞われた年でした。資金繰り支援や自治体連携型補助金、グループ補助金など、出来ることはすべてやるという意気込みで被災者に寄り添った支援に取り組んでまいりました。引き続き、被災地の事業者の皆様への復旧・復興に向け、支援策を講じていきます。加えて、将来の災害に備え、中小企業・小規模事業者の防災・減災対策をさらに強化すべく、昨年成立した中小企業強靱化法により事業者の取組を支援します。

本年は、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、世界中の注目が集まり、日本中が熱気に包まれます。この熱気を背に、本年が、中小企業・小規模事業者の皆様にとって大きく飛躍する年になるよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 年 頭 所 感

経 済 産 業 省  
製造産業局生活製品課長  
杉 浦 宏 美

令和二年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶び申し上げます。

昨年は、大規模な災害に相次いで見舞われた年でした。生活製品課では、数次にわたり土嚢袋、下着、寝具などの生活物資を被災地にお届けしました。その際、物資の提供に御協力いただいた事業者の皆様方にはこの場を借りて御礼申し上げるとともに、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります。

さて、新しい令和の時代においても、繊維産業は、高度な技術力と感性によって、国内外の消費者のニーズに対応した付加価値の高い製品・サービスを提供していくことが重要です。当

省としては、我が国繊維産業が、私達の日々の暮らしをよくするとともに、社会的課題を解決すること等を通じて、国内産地が“世界の産地”として発展していくことを目指し、以下に挙げる取組を重点的に進めてまいります。

第一に、AI、IoT等のデジタル技術の活用による生産性向上や高付加価値化です。心拍数などの生体情報を計測できるスマートテキスタイルは、ここ数年で開発が進み、建設現場作業員の体調管理や乳幼児の見守りサービス等、その利用が広がっています。また、工場内のIoT化による生産工程の見える化といった取組も進展しています。さらに、ITを活用した受注生産をビジネスモデルとするマスカスタマイゼーションの普及により、在庫ロスや廃棄リスクの低減が期待されます。このようにデジタル技術は、生産の効率化や新規需要の開拓など、あらゆる場面で産業の競争力強化、社会課題の解決等につながるものです。また、こうしたデジタル化の取組同士が結びつけば、より高付加価値のソリューションを提供することが可能です。事業者の皆様によるIoT等のデジタル技術の積極的な活用を期待します。

第二に、インバウンドを含めた海外市場の開拓です。昨年度はCPTPP(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定)や日欧経済連携協定が発効し、本年は日米貿易協定が発効されます。このように自由貿易圏が広がる中、高機能・高性能繊維や高品質・高感性な日本の繊維製品は、更なる輸出拡大が期待されます。また、本年は東京オリンピック・パラリンピックの開催年であり、世界に日本の優れた繊維製品等を発信する絶好の機会です。政府としては、日本貿易振興機構(ジェトロ)、中小企業基盤整備機構(中小機構)などの支援機関と連携し、海外展開を図る中堅・中小企業などに対して、事業計画の策定から販路開拓に至るまでの総合的な支援を提供する「新輸出大国コンソーシアム」を形成しています。今後も事業者の皆様に対し情報提供や活用可能なツールの紹介を行うとともに、通商交渉・二国間協力等の環境整備に引き続き取り組むなど、海外市場開拓を支援していきます。

第三は、コンプライアンスの遵守です。繊維産業では、多くの外国人技能実習生を受け入れていますが、残念ながら労働関係法規の違反事例が数多く報告されています。この問題に関し、当省では、平成30年3月に関係業界団体等を構成員とする繊維産業技能実習事業協議会を設置し、同年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定しました。繊維業界におかれては、本決定に基づき、技能実習にかかる法令遵守等の徹底及び取引適正化の推進に取り組んでいただくことが必要です。

第四は、上記と関連しますが、サステナビリティです。従来の価格、品質、安全に加え、環境や労働者の人権への配慮といったサステナビリティの実現が強く求められています。企業がサステナビリティに取り組むことは、社会課題の解決に貢献するとともに、国内外での新たなビジネスチャンスを生み出すきっかけとなるものです。さらに多くの企業が積極的にサステナビリティに取り組まれることを期待します。

最後は、産地の中小企業の事業承継の問題です。事業承継税制を抜本拡充することで、法人・個人ともに、事業内承継を実質税負担なしで円滑に進めていただける環境を整備しました。今後は、これらの税制を積極的に活用いただきながら、円滑な事業承継を実現していくことが重





要です。

当省としては、引き続き創意工夫をもって前向きかつ意欲的に取り組む事業者の皆様方を応援してまいります。皆様の一層の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年は、子(ねずみ)年。子をご存知のように十二支の始まりです。亥年で実を結んだ種が新たに芽生えて育ち始めるように、一般財団法人日本綿スフ機業同交会ははじめ、我が国の繊維産業が大きな変革の時代を乗り越え、飛躍する一年になるよう、また、大きな災害のない年となるよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

### ●JETRO「欧米向けテキスタイル輸出展示商談会」開催

12月3日(火)、4日(水)の両日、大阪本町のJETRO本部において海外招聘バイヤーとテキスタイル企業との「2021年春夏展示商談会」が開催された。綿工連傘下から、遠州の古橋織布(有)、大阪南部の辰巳織布(株)、播州の遠孫織布(株)、岡山の(株)ショーワ、(株)タケヤリ、備中のクロキ(株)、日本綿布(株)、広島篠原テキスタイル(株)が出展した。招聘されたバイヤーは、PRADA(イタリア)、A. P. C(フランス)、Roksanda(英国)、Sies Marjan(米国)、Helmut Lang(米国)の5ブランド。この商談会は12月6日(金)福井産地においても開催された。

### ●SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催

12月4日(水)、東京有明のTFTビル東館研修室において繊維ファッションSCM推進協議会の「令和元年度第2回取引改革委員会」が開催された。細野委員長のショート講義の後、委員から物流について床材、カーペット、反物など大きいサイズに関しては運送便の手配に支障があり問題が深刻化しているとの報告があった。

取引ガイドラインや自主行動計画の啓蒙については繊維業界団体に所属していない中小零細企業への周知が課題となっている。国の協力も必要との意見も出された。

### ●日本繊維産業連盟常任委員会開催

12月18日(水)、東京霞が関の東海大学校友会館において日本繊維産業連盟の常任委員会が開催された。当日は経済産業省から大内審議官、杉浦生活製品課長、商務・サービスグループから三牧クールジャパン政策課長ほかの出席があった。鎌原織産連会長と大内審議官の挨拶があり、続いて杉浦生活製品課長から「繊維産業の課題と経済産業省の取組み」、三牧クールジャパン政策課長より「ファッション政策とクールジャパン政策について」、それぞれ説明があった。その後、1月17日の総会に係る議題等について了承された。

### ●技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会開催

12月18日(水)、織産連常任委員会終了後、同所にて標記の委員会が開催された。技能実習適正化推進委員会においては、第3回事業協議会フォローアップアンケート調査の結果が報

告された。また、在留資格、特定技能に関する予備調査、今後のOECD(経済協力開発機構)の取組みについての調査協力依頼が出された。

また、技能実習第3号への移行申請の進捗状況についての報告があり、特定技能制度への繊維産業の導入に向け必要な環境整備等について検討を始めることとしている。

### ●一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催

12月19日(木)、大阪綿業会館において標記委員会が開催された。当日は2019年度コットンプロモーション事業実施状況、コットンマークの添付状況が報告され、2020年度の事業計画及び予算(案)について説明があった。また、“USA COTTON”のサステナビリティを推進するための綿花生産における取組みが報告された。

### ●令和元年度補正予算案閣議決定

12月13日、2019年度(令和元年度)補正予算案が閣議決定された。高齢者運転支援やキャッシュレスポイント還元、ポスト5G技術の開発促進など経済対策の費用を中心に4兆4722億円の追加歳出を計上。また、税収が当初見積もりを大きく下回る60兆2000億円程度と3年ぶりに減少する見通しになったため、赤字国債が発行される。

この中で経済産業省関連は総額9,135億円。うち中小企業の生産性革命3,600億円、事業承継の円滑化64億円など。この補正予算案は来年1月の通常国会に提出される。



## 経済産業省関係令和元年度補正予算案のポイント (合計9,135億円)

### I. 災害からの復旧・復興と安全安心の確保

#### 1. 廃炉・汚染水対策の徹底【169億円】

・福島第一原発の燃料デブリの取り出し開始等に向けて、遠隔操作ロボットの研究開発等を支援。

#### 2. 被災中小企業の生業再建支援等【383億円】

・台風第19号等の一連の災害について、予備費に引き続き、生業再建支援等を切れ目なく措置。  
(中小企業等グループ補助金、自治体連携型補助金、小規模事業者持続化補助金等)

#### 3. 台風災害を踏まえた防災減災、国土強靱化の推進【329億円】

・国民生活や経済活動に不可欠な電力・燃料の安定供給を確保するための施策を推進。  
(自家発電設備や電動車・充放電設備の導入、住民拠点SSの整備、ゼロエネルギーハウスの推進等)

### II. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への支援

#### 1. 中小企業の生産性向上【3,660億円】

①中小機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」(仮称)を創設。設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施。

②よろず支援拠点等の支援体制を充実するほか、生産性及び省エネ性能の高い設備更新を支援。

#### 2. 事業承継の円滑化【64億円】

①事業承継時に経営者保証の解除を促進するため、専門家による支援を実施。

②事業承継ネットワークによるプッシュ型支援、事業承継補助金による後継者の経営革新等の支援等を実施。

#### 3. 海外展開企業の事業円滑化【60億円】

・TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等を踏まえ、地域の中堅・中小企業による海外需要の取り込み活動等を支援。世界市場(グローバル)に地方の中堅・中小企業等(ローカル)が直接製品等を提供するグローバルな取組等を促進。  
(情報提供・相談体制整備、新輸出大国コンソーシアムによる支援、越境ECの活用、コンテンツの海外展開支援等)

#### 4. イノベーションの担い手の輩出【75億円】

①大企業等からの人材開放も含め、スタートアップ立ち上げ活動等を支援。また、アジアの新興国企業と共創し、社会課題解決に資する新事業創出(アジアDX)を推進。

②産総研のAIクラウドシステムを拡充。また、公設試・大学等による先端設備の導入、人材育成事業を支援。

#### 5. 資源・エネルギー供給源の一層の多角化【459億円】

・LNGプロジェクトへのリスクマネー供給、探鉱段階のコバルト鉱山への日本企業参入に向けた出資等を実施。

### III. 未来への投資と今後を見据えた経済活力の維持・向上

#### 1. Society5.0時代の高齢運転者による交通事故対策【1,134億円】

①65歳以上の高齢者を対象に、サポカーや、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入を支援。

②電動アシスト自転車や電動車いすといった多様なモビリティの認知度向上のための活動支援や実証等を実施。

#### 2. 今後の競争力の核となる基盤技術の開発【1,116億円】

①ポスト5G情報通信システムと、先端半導体製造技術の開発を、基金方式で安定的かつ効率的に推進。

②ドローンの活用機会の増加を見据え、安全安心・低コスト・高い操縦性を備えたドローンを開発。

#### 3. Society5.0、SDGsの実現に向けたイノベーションの推進【184億円】

①ゼロエミッション国際共同研究拠点を整備するとともに、革新的環境イノベーションに資する事業を支援。

②モビリティ、フィンテック・金融、建築等でデジタル技術の実装を見据えた研究開発等を実施、規制を精緻化。

③教育のSTEAM化に必要な個別最適化された学びを提供するEdTechの導入を支援。

#### 4. キャッシュレス・ポイント還元消費下支え等【1,502億円】

①キャッシュレス・ポイント還元事業について、切れ目なく実施できるよう、今年度内に必要な予算を措置。

②商店街等におけるインバウンド需要の取り込みに向けた取組等を支援。

○令和元年度補正予算の概要(経産省関係)

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2019/hosei/](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/)

## 中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算案額 **3,600億円**

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816  
 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036  
 商研・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が前年平均1.5%以上向上」「事業用資産増額が前年増加分30円以上増加すること等」を申請要件とします。〔特例化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は別点要件〕※要件が未達の事業年度に対して、実況など事業者の意向に依らない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

**成果目標**

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

**事業イメージ**

**【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用**

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）  
 （補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）  
 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）  
 （補助額：～50万円、補助率：2/3）  
 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）  
 （補助額：30万～450万円、補助率1/2）  
 中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

**【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報**

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

**【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援**

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手の向上のポイント）

- ・ 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合の良いタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- ・ 補助金申請システム・ブラウザによる電子申請受付を開始します。
- ・ 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方で採択されやすくなります。

## 事業承継・世代交代集中支援事業

令和元年度補正予算案額 **64.0億円**

中小企業庁 財務課 03-3501-5803  
 中小企業庁 金融課 03-3501-2876

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 喫緊の課題である事業承継問題を解決するため、10年程度の事業承継の集中実施期間の中で、事業承継ニーズを掘り起こします。具体的には、各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、地域密着型で専門家派遣等を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図ります。
- また、承継後に行う設備投資等の新たな取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の後継者教育の型を明らかにします。
- 後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、経営者保証解除に向けた専門家による支援・確認を行います。

**成果目標**

- 平成29年度からの5年間で目標である事業承継診断件数（25～30万件）が、令和元年度中に達成見込みであるため、令和2年度からは、新たな目標診断件数（年間約16.8万件）を掲げるとともに、事業承継計画策定件数や専門家派遣数も増加させ、事業承継を促進します。
- 事業承継補助金により、約450者の承継後の経営革新等を後押しします。
- 承継トライアル実証事業により、約60者の後継者教育の実証事業を行い、円滑な第三者承継の実現に繋がります。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

**事業イメージ**

**（1）経営者保証解除に向けた専門家による支援**

- ・ 経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の要件充足状況を確認し、必要に応じて専門家を派遣し金融機関との目録合わせを支援します。

**（2）プッシュ型事業承継支援高度化事業**

- ・ 事業承継診断で掘り起こされた事業承継ニーズに対して、各県の承継コーディネーターやブロックコーディネーターが、事業承継計画策定や専門家派遣等を実施し、事業承継を後押しします。さらに、モデル事業として、①プロフェッショナル人材拠点を活用しながら、後継者がその右腕人材を活用しやすくなる取組や、②サプライチェーンにおける事業承継を効率的に進めるための取組などを重点的に支援します。

**（3）事業承継補助金**

- ・ M&A等を通じた事業承継を契機に、経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大等に必要経費を支援します。また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押しします。
- ・ さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。

枠組	補助率	補助上限額	上限金額 （最高500万円以内）	
原則枠	経営者交代型 M&A型	1/2	225万円	+225万円
	M&A型	1/2	450万円	+450万円
ベンチャー型事業承継 ・生産性向上枠	経営者交代型	2/3	300万円	+300万円
	M&A型	2/3	600万円	+600万円

**（4）承継トライアル実証事業**

- ・ 後継者不在の中小企業が、後継者選定後に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし標準化を進めることで、円滑な第三者承継の実現を後押しします。



● 令和2年度予算案閣議決定

12月20日に令和2年度予算案が閣議決定された。一般会計総額は102.6兆円。経済産業省関係の令和2年度当初予算は全体で合計12,719億円。これに加えて、臨時・特別の措置として、消費税率引上げに伴う対策2,753億円、防災・減災、国土強靱化対策340億円。経産省関係予算の概算要求については本誌9月号に掲載。

令和2年度 経済産業省関係 当初予算案のポイント

括弧内は令和元年度当初予算額

	一般会計(エネ特種入除外)				エネルギー対策特別会計			特別特別会計		合計
		うち、中小企業 対策費	うち、科学技術 振興費	うち、その他	うち、エネルギー 需給安定	うち、電費削減 促進助成	その他特別 特別会計			
令和2年度 当初予算案額(臨時・特別の措置を除く)	3,589	1,111	1,133	1,345	7,481	5,754	1,675	52	1,649	12,719
令和元年度 当初予算案額(臨時・特別の措置を除く)	3,550	1,117	1,079	1,354	7,230	5,469	1,705	56	1,641	12,421

注: 前年度比増減、赤字は「-」で表示している。

I. 最重要課題: 福島復興・再生 (なわむけの再建や、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積。) [1,009億(1,078億)]

II. デジタル経済の進展への対応

1. Connected Industriesの実現[348億(321億) + IPA交付金59億(46億)の内訳]

- 異なるシステムが連携する際の共通技術仕様(アーキテクチャ)設計官職一体で実施する体制を整備。
- 製造業のシステム問題や最先端AI技術の活用によるデジタル人材育成を支援。
- Connected Industriesを支える人工知能・ロボット・センシング等の基盤技術の開発・実証を推進。

2. 官民デジタルプラットフォーム構築[90億(77億) + IPA交付金59億(46億)の内訳]

- 法人行政手帳や民間業種のデジタル化を推進するとともに、データ活用プラットフォームを構築。
- 中小企業を含めたグローバルガバナンス全体でのサイバーセキュリティ確保を推進。
- EBPM(証拠に基づく政策立案)やナッジ(行動変容手法)等の行政効果・効率を高める手法を推進。

III. 自由で公平な通商・貿易、国際的な気候変動対策

1. 自由で公平な通商・貿易、国際的な気候変動対策

[440億(429億) + JETRO交付金254億(250億)の内訳]

- 相互補完的な経済協力関係の深化を推進。また、スマートシティ化が国の高いインフラの海外展開を促進。
- 安全保障と一体となった経済の強靱化を進めるため、重要技術に関する情報収集や管理体制等を強化。
- 革新かつグリーンエネルギー技術の国際的な共同研究開発を進めるなど、イノベーションを軸とした気候変動対策を推進。

IV. 新たな成長モデルの創出を支える基盤の整備

1. 大改革を実現する人づくり

(1)第四次産業革命を進める人材育成[19億(11億)]

- STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)の推進を加速し、新しい学びの環境づくりを推進。
- 企業へのAI/IT導入を進められる人材を育成。

(2)明るい社会保障改革の実現 [24億(19億)]

- 事業化支援やヘルスケアサービスの標準化等を進め、機材・民間予防・健康サービスの創出を促進。

2. イノベーションを生み出す環境整備

(1)研究者等の育成・魅力向上[58億(25億)]

- 大学の技術シーズや有望な若手研究者を支援・育成。
- J-Startup企業を中心としたスタートアップへの支援(国内外展開、量産・事業化等)や、研究開発型スタートアップの技術開発・事業化をバリエーションで支援。

(2)Society5.0実現の研究開発・社会実装[799億(647億)]

- 自動走行・MaaSに関する研究開発や社会実装を推進。
- 高齢者の移動手段多様化への対応(超小型EVの導入支援)。
- 5Gの応用分野の産業実証を推進するため、AI開発等を促進。
- Society5.0を支える革新的な基盤技術に関する研究開発を推進。

3. 人口減少時代の地域・中小企業政策

(1)産社の成長の価値支援[331億(325億) + JETRO交付金254億(250億)の内訳]

- 事業承継時に経営者保証の二重徴収を原則禁止する。さらに、経営者保証を不要とする信用保証制度を創設し、保証料を最大50%で軽減。また、事業引継ぎの促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う。
- 「ものづくり・商業・サービス補助金」/自治体型持続化補助金/IT導入補助金による中小企業の生産性向上。
- 新輸出大国コンソーシアムを中心とした中堅・中小企業の海外展開を支援し、グローバルな取組を促進。加えて、海外の主要ECサイトでの販売を拡大するとともに、クラウドファンディングなどの民間の新たな販路の活用を推進。
- 下請GPIによる下請業者との取引結果や産出分析等を通じて、中小企業の更なる取引条件の改善を推進。
- よき支援拠点や産地等による働き方改革を含む経営改善の支援や、専門家による成長戦略構築を支援。

(2)地域の稼ぐ力強化[202億(192億)]

- 地域・社会課題に対し、創業・起業を軸とした解決を目指す取組を支援。
- 地域未来牽引企業等への研究開発や販路開拓の支援を充実。
- 大阪・関西両方の情報発信や、魅力的な地域・コンテンツ作成を進めることを通じて、インバウンドの拡大を進める。

K1 STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)の推進を加速し、新しい学びの環境づくりを推進。  
 K2 AI/IT導入を進められる人材を育成。  
 K3 MaaS: Mobility as a Service(移動性)の推進を促進し、高齢者の移動手段多様化への対応(超小型EVの導入支援)。

V. 日本経済の土台となるエネルギー安全保障の強化

(1)エネルギー転換/脱炭素化[3,054億(2,887億)]

- 燃料電池自動車や水素燃料の支援拡大。簡便な形式の見直し、次世代燃料電池の低炭化・高効率化等の技術開発・実証。
- 火力発電の更なる高効率化。火力発電所等から回収したCO2を燃料化や化学品製造等の分野に供給する実証を推進。
- 再生エネルギー電源化に向けた超軽度太陽電池や蓄電池等の革新技術開発。洋上風力・地熱の事業化支援。電動車を需給調整に本格的活用するための実証や、災害に強く柔軟かつ島の地産地消に適合する分散型エネルギーシステムの構築支援。

(2)「安全・安心」の確保/レジリエンス強化[4,427億(4,343億)]

- 石油・天然ガス・空気の供給多様化に向け、JOGMECによるガス・天然ガス・LNGの調達強化やメタンハイドレート等の海洋資源を含む国内資源開発、レアメタルレアース探査等の推進。
- 製造所やガススタンド等への災害時に備えた自家発電設備の導入等を支援。
- 技術・人材等の原子力産業長生全体の維持・強化、原子力立地地域の地域復興策を拡充。

VI. 消費税率引上げに伴う対策(臨時・特別の措置) [2,753億]

- 中小・小規模事業者が行うポイント還元等に対する支援や、商店街活性化支援を実施。

VII. 防災・減災、国土強靱化対策(臨時・特別の措置) [340億]

- エネルギーインフラの整備促進、耐震化・強靱化を実施。

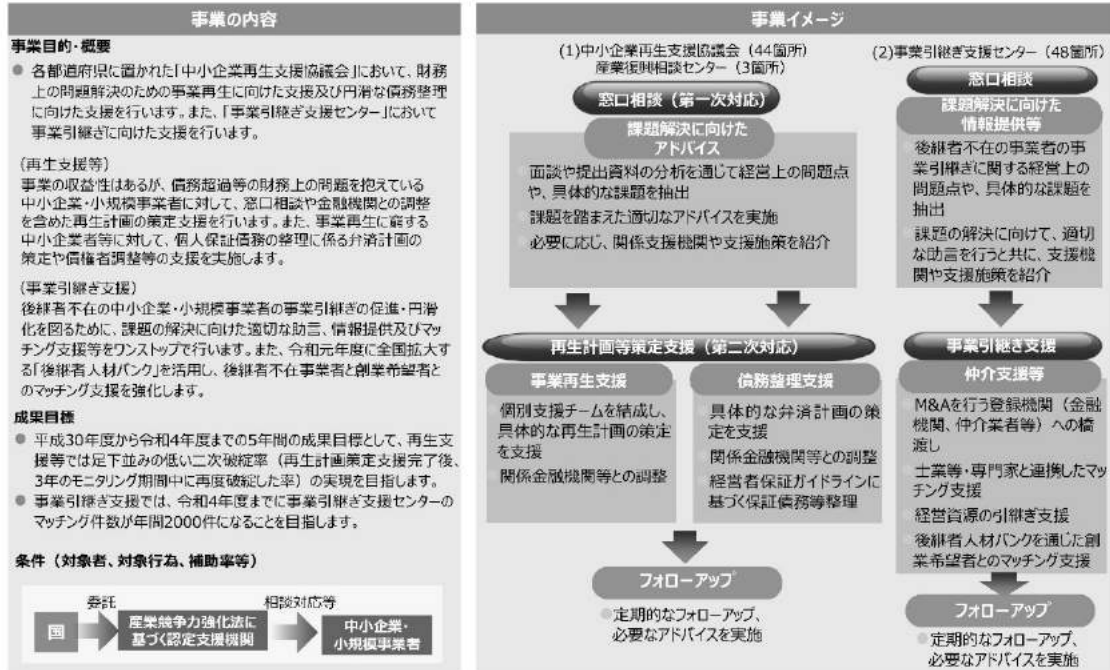
○ 令和2年度「経済産業省関連予算案等の概要」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\_fy2020/index.html

## 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

令和2年度予算案額 75.1億円 (70.1億円)

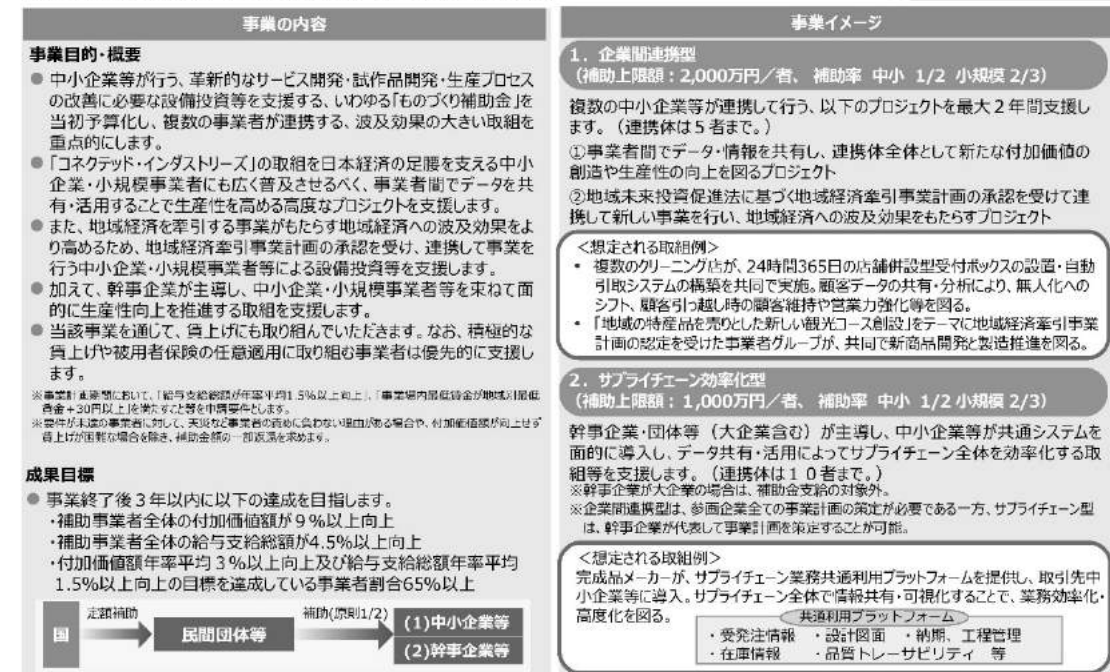
(1) 中小企業庁 金融課  
03-3501-2876  
(2) 中小企業庁 財務課  
03-3501-5803



## ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和2年度予算案額 10.1億円 (50.0億円)

中小企業庁 技術・経営革新課  
03-3501-1816  
地域経済再生グループ  
地域企業高度化推進課  
03-3501-0645





## 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和2年度予算案額 12.0億円 (10.1億円)

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。
- 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援します。

**成果目標**

- 地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等により支援した事業者の売上・利益増加を目指します。また、地域の黒字事業者割合の増加を目指します。

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

国 → 補助 (1/2等) → 都道府県 → 支援実施 (経営計画作成支援、販路開拓支援、事業継続力強化支援等) → 地域の小規模事業者

**事業イメージ**

地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等の支援

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を補助します。

地方公共団体による小規模事業者支援のイメージ

地方公共団体 → 経営計画の作成 / 販路開拓・生産性向上等支援 → 地域の小規模事業者

地域の支援機関のサポート

- 小規模事業者が商工会等から助言を受けながら経営計画を作成し、経営計画に基づいた販路開拓の取組を行う支援施策を実施
- 経営・マーケティングの専門家を小規模事業者に派遣し、経営計画の実効性・生産性等の向上支援施策を実施
- 地域の小規模事業者のマーケティング能力を高めるため、展示会等への出展に至るまでのプロセスを一気通貫で学べる研修を実施
- 小規模事業者が、災害リスク等も含め、外的変化に強い経営構造・ビジネスモデルを描けるように、BCPの作成支援等を実施

## 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度予算案額 42.4億円 (47.8億円)

(1)(3)中小企業庁予算支援課  
03-3501-2036  
(2)地域経済産業グループ  
地域企業活性化推進課  
03-3501-0645  
(4)中小企業庁企画課  
03-3501-2876

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会 (GNC)」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

**成果目標**

- (1) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点及びGNCから提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、それぞれ全体の65%になること (半年度目標)
- (2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること (半年度目標)
- (3) 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業承継への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

(1) 国 → 委託 → 支援拠点 → 支援 → 中小企業・小規模事業者  
 (2) 国 → 委託 → 民間団体等 → 支援 → 地域の有望企業群  
 (3) 国 → 委託 → 事務処理機関 (民間団体等) → 謝金 → 専門家 → 支援等 → 中小企業・小規模事業者等  
 (4) 国 → 委託 → 民間企業等 → 専門家派遣等 → 中小企業・小規模事業者

**事業イメージ**

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
  - ① 売上拡大のための解決策の提案 (新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等)
  - ② 経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
  - ③ どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10~20名配置。
- 人手不足やIT活用等、中小企業・小規模事業者の経営課題に対して特に対応が必要な分野の体制強化を図ります。

(2) グローバル・ネットワーク協議会

- グローバル・ネットワーク協議会では、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者、地域企業イノベーション支援事業の支援対象企業等に対して、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題の整理・解決策の提案等を実施します。

(3) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点・地域プラットフォーム (地域PF)・GNCが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を派遣します。

※地域PF：商工会・商工会連所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(4) 経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施します。

## 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

令和2年度予算案額 **459.5億円 (551.8億円)** ※ ( ) 内のうち臨時・特別の措置120.4億円。

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

- 工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援  
対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」の高度な省エネ取組を重点的に支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH；ゼッチ）の実証支援  
再エネ自家消費・省エネ深掘を目指したZEHや、超高層の集合住宅におけるZEHの実証等により、新たなZEHモデルの実証を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB；ゼブ）の実証支援  
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- 次世代省エネ建材の実証支援  
既存住宅において省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

**成果目標**

- 平成10年度から令和2年度までの事業であり、令和12年度省エネ見通し（5,030万k削減）達成に寄与します。また、新築住宅の平均でZEH実現と新築建築物の平均でZEBを目指します。
- 令和2年度までに①により累計約820万k削減を、②～④により新築注文戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増（平成23年度比）を目指します。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

補助 (①1/2, 1/3, 1/4 ②戸建：定額 集合：2/3以内 ③2/3 ④1/2)

国 → 民間企業等 → 事業者等

**事業イメージ**

**① 事業者の省エネ取組を支援**

工場・事業場単位での支援  
設備単位での支援 (例)

設備更新  
設備更新  
蓄熱用給湯槽  
産業用ヒートポンプ

省エネ 事業者A  
省エネ 事業者B

製造工程  
増エネ  
上工程  
下工程

A&B  
全体で省エネ

製品  
部品

**②、③ ZEH/ZEBとは**

大規模な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物

エネルギーを極力必要としない  
エネルギーを上手に使う  
エネルギーを創る

**④ 次世代省エネ建材の実証支援**

壁紙  
断熱パネル  
蓄熱  
調湿材  
断熱材

工期を短縮して断熱改修  
蓄熱や調湿による消費エネルギー低減

## 生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金

令和元年度補正予算案額 **50.0億円**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 中小企業等の工場・事業場等における生産性及び省エネ性能の高い生産設備投資を支援することで、エネルギーコストの低減及び生産性の向上を促進し、競争力の強化に繋がります。
- 従来の事業（設備単位）では補助の対象外としていたレーザー加工機や射出成形機など、生産性及び省エネ性能の高い特定の生産設備を対象とし、導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設します。

**成果目標**

- 生産性及び省エネ性能の高い設備更新支援を通して、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標(5,030万k)の達成に寄与することを旨とするともに、中小企業者等のエネルギーコストの削減及び生産性を向上させ、競争力を強化します。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

補助 (定額) 補助 (1/3)

国 → 民間企業等 → 事業者等

**事業イメージ**

**省エネ性・生産性向上設備への更新等を支援**

※設備例

マシニングセンタ  
レーザー加工機  
射出成形機

中小企業等の工場

省エネ性・生産性の向上

競争力強化

対象者 国内で事業活動を営んでいる中小企業者等  
補助率 1/3以内





## 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金 令和2年度予算案額 9.6億円 (10.7億円)

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

### 事業の内容

**事業目的・概要**

- 省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行います。

**(1)省エネ診断事業・情報提供事業** (平成26年度～令和2年度)

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネ関連のセミナーに講師を無料で派遣します。

**(2)地域の省エネ取組支援事業** (平成16年度～令和2年度)

省エネやCO2削減に係る相談に対応できる支援拠点を全国に構築する(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し(地域の省エネ推進情報提供事業)、地域における省エネ支援の充実化を図ります。

**成果目標**

- 省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施により、令和12年度の省エネ効果235.3万kWhを目指します。それに向け、令和2年度は104万kWhの省エネ効果を目指します。

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

(1)省エネ診断事業・情報提供事業

(2)地域の省エネ取組支援事業

### 事業イメージ

**(1) 省エネ診断事業・情報提供事業**

**省エネ診断**

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、設備の運用改善や高効率設備への更新等の提案を行う。

**【改善提案例】**

- 空調の運用改善
- 照明の運用改善
- 照明の高効率化更新
- ホールの空気比適正化
- デマンド監視装置の活用
- 蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策

**情報提供**

診断によって得られた事例の横展開や省エネ関連のセミナーへの無料講師派遣を行う。

**(2) 地域の省エネ取組支援事業**

**■省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業**

エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、経営状況も踏まえて、中小企業等の取組を一貫して支援

## 地域未来投資促進事業費

令和2年度予算案額 142.7億円 (158.6億円)

(1) 地域経済産業グループ  
地域企業高度化推進課  
03-3501-0645  
(2) 中小企業庁 長官・経営革新課  
03-3501-1816

### 事業の内容

**事業目的・概要**

- 地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開(地域未来投資)を促進することが重要です。
- このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、地域企業による新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、さらには、中小企業による、ものづくりの基盤技術に関する研究開発や革新的なサービスモデル開発等を支援します。

**成果目標**

- 総合的なイノベーション支援においては、委託先の支援機関による支援の有効性を評価した企業の割合が8割を超えることを目指します。また、支援を受けた企業群の、従業員一人当たり売上高成長率の平均値が、事業年度から事業終了後3年度までの間に、年2.0%以上となることを目指します。
- ものづくりの基盤技術に関する研究開発及び革新的なサービスモデル開発においては、事業終了後5年以内に以下の達成を目指します。
  - 補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
  - 補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
  - 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

(1)(2)委託  
(2)補助(1/2,2/3,定額)

### 事業イメージ

**(1)総合的なイノベーション支援(地域企業イノベーション促進事業)**

- 地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、以下の取組等を実施します。
  - 地域のイノベーションを支える支援機関(大学、公設試、金融機関等)からなる支援ネットワークの構築
  - 支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段階に応じた総合的な支援(事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など)

**(2)ものづくり技術・サービスモデルの開発(戦略的基盤技術高度化・連携支援事業)**

- 中小企業が、大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術高度化のための研究開発等の取組を最大3年間支援します(通称:サポイン事業)。
- 中小企業が、AI/IoT関連の異分野企業等と連携して行う、革新的なサービスモデル開発等の取組を最大2年間支援します(通称:サビサポ事業)。

※両類型とも、今年度から、事業計画の法認定を不要とします。

✓ 補助上限額: 【ものづくり】4,500万円※  
【サービス】3,000万円

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

※中小企業が多様な外部組織と連携できるよう、事業管理機関等の一部要件の見直しを行う。

✓ 補助率: 【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額  
【サービス】1/2 ※AI、IoT等への先端技術活用の場合は2/3

## JAPANブランド育成支援等事業

令和2年度予算案額 **10.0億円 (新規)**

中小企業庁 創業・新事業促進課  
03-3501-1767

事業の内容	事業イメージ				
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少等により内需が弱く、中小企業が海外需要を獲得し付加価値を高めていくことがより重要となっています。海外展開等を進める上では、市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、磨き上げた上で販路開拓に繋げていくことが不可欠です。</li> <li>● このため、本事業では、中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。</li> <li>● その際、ECやクラウドファンディング、地域商社による輸出支援など、販路開拓の手法が多様化しつつあることを踏まえ、新たな販路開拓のノウハウを持つ支援事業者と連携した取組を重点的に支援します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援実施後の中小企業等の商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。</li> </ul> <p><b>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">補助 (2/3, 1/2)</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</span> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中小企業者、民間支援事業者 等</span> </p> </div>	<p><b>JAPANブランド育成支援等事業</b></p> <p><b>①海外・全国展開型：</b>          中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み（新商品・サービス開発やブランディング等）を行うとき、その経費の一部を補助します。          （補助上限額：500万円※ 補助率：2/3, 1/2）          ※複数者による共同申請の場合は上限2,000万円          ※ECやクラウドファンディング、地域商社など海外展開等に関するノウハウネットワークを持つ支援事業者等と連携した取組を重点的に支援</p> <p><b>②支援事業型：</b>          民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）を行うとき、その経費の一部を補助します。          （補助上限額：2,000万円 補助率：2/3）</p> <p><b>【事業イメージ】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">①海外・全国展開型</th> <th style="background-color: #cccccc;">②支援事業型</th> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的にを行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。</td> <td style="font-size: 0.8em;">地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。</td> </tr> </table>	①海外・全国展開型	②支援事業型	地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的にを行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。	地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。
①海外・全国展開型	②支援事業型				
地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的にを行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。	地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。				

## 日本政策金融公庫補給金

令和2年度予算案額 **162.8億円 (164.1億円)**

中小企業庁 金融課  
03-3501-2876

事業の内容	事業イメージ
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般利差補給金 (特別利率による融資等における金利引下げ分の補填)</li> <li>(2) 中小企業金融円滑化利子補給金 (担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填)</li> <li>(3) 中小企業経営力強化資金融資事業補給金 (認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業）)</li> </ol> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業継承などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図ります。</li> </ul> <p><b>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本政策金融公庫から中小企業・小規模事業者に対して貸付を実施します。国から同公庫に対して、基準利率から政策的に利率を引下げて適用している貸付の利息収入差額分等金利引下げ分等について、補給金を交付します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</span> <span style="font-size: 1.5em; margin: 0 5px;">→</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日本政策金融公庫</span> <span style="font-size: 1.5em; margin: 0 5px;">→</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">貸付</span> <span style="font-size: 1.5em; margin: 0 5px;">→</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中小企業・小規模事業者</span> </p> </div>	<p><b>事業イメージ</b></p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p>国</p> <p>↓</p> <p>補給金</p> <p>↓</p> <p>(株)日本政策金融公庫</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(1) 特別利率による融資等における金利引下げ分の補填</p> <p>(2) 担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(3) 中小企業経営力強化資金制度 (国民生活事業)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>認定支援機関</p> <p>↓ 指導及び助言</p> <p>↑ 進捗報告</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>融資</p> </div> <div style="font-size: 2em;">↓</div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>中小企業・小規模事業者</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; font-size: 0.8em;"> <p>&lt;特別利率&gt;</p> <p>特別利率①：基準利率－0.4%</p> <p>特別利率②：基準利率－0.65%</p> <p>特別利率③：基準利率－0.9%</p> <p style="font-size: 0.7em;">基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91% (令和元年12月2日現在)</p> </div>



## 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036

令和2年度予算案額 **42.5億円 (42.5億円)**

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

**成果目標**

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

**事業イメージ**

**融資制度のスキーム**

**貸付条件**

<小規模事業者経営改善資金(マル経)>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.21% (令和元年12月1日現在)
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<小規模事業者経営発達支援資金>

- 貸付限度額：7,200万円 (ただし、運転資金は4,800万円)
- 貸付金利：特別利率①
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内

## 中小企業取引対策事業

中小企業庁 取引課  
03-3501-1669

令和2年度予算案額 **9.8億円 (9.6億円)**

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 「未来志向型の取引慣行に向けて」で掲げた3つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善）への対処のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や取引条件改善状況調査等の実施や、価格交渉サポート等事業を実施します。これら事業を通じ、親事業者と下請事業者双方の取引適正化や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ります。
- 国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会を増大を図ります。

**成果目標**

- 下請企業とアライン、調査等において「具体的な改善があった」と回答した事業者の割合について、30%以上を目指します。

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

**事業イメージ**

**中小企業取引適正化対策事業【委託】**

- ・ 取引上の悩みについて無料で弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営。
- ・ 親事業者・下請事業者に対し、下請法・下請ガイドライン等の講習会の実施。
- ・ 下請法に基づく書面調査の実施とデータベースの運用。
- ・ 親事業者や新規取引先との契約・価格交渉に必要なノウハウに関する講習会の実施（価格交渉サポート等事業）。
- ・ 取引条件の改善状況、業界の商慣行、サプライチェーンの構造に関する調査の実施。
- ・ 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営。

等を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処します。

**取引適正化・付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善**

<b>(調査)</b>	<b>(相談対応)</b>	<b>(講習会)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請取引状況調査</li> <li>・ 取引条件改善状況調査</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請かけこみ寺事業（全国48箇所に相談窓口設置、ADR業務の実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請取引改善事業（下請法等の講習会）</li> <li>・ 価格交渉サポート等事業</li> </ul>

**中小企業の発展**

- 「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会を増大

## ●経産省「第三者承継支援総合パッケージ」を策定

経済省は、事業承継を促進するため、これまで法人・個人ともに承継時の税負担を実質ゼロにする「事業承継税制」などの支援策を講じてきたが、後継者未定の中小企業については、これまでの対策では不十分な点があったため、今般、黒字廃業の可能性のある中小企業の技術・雇用等の経営資源を次世代の意欲ある経営者に承継・集約することを目的に、「第三者承継支援総合パッケージ」を取りまとめ、12月20日公表した。

このパッケージの下で、官民の支援機関が一体となって、年間6万者、10年間で60万者の第三者承継の実現を目指していくとしている。

### 黒字廃業を回避するための第三者承継支援総合パッケージ（10年間の集中実施）

- 10年間で60万者（6万者/年×10年）の第三者承継の実現を目指す。
- 技術・雇用等の中小企業の経営資源を、次世代の意欲ある経営者に承継・集約。

#### 1. 経営者の売却を促すためのルール整備や官民連携の取組

- (1) 「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。第三者承継を経営者の身近な選択肢とする。
- (2) 事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に。

#### 2. マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加

- (1) 「経営者保証ガイドライン」の特例策定により、個人保証の二重取りを原則禁止。
- (2) 「事業引継ぎ支援データベース」を民間事業者にも開放し、スマホのアプリを活用したマッチングなど、簡便なしくみを提供。

#### 3. マッチング後の各種コスト軽減

- 新社長就任に向けた後継者の教育支援や、事業の選択と集中を促す補助金の創設をはじめ、予算・税・金融支援を充実。

## ●令和2年度税制改正案閣議決定

12月20日に令和2年度税制改正大綱が閣議決定された。

### ○中小企業の支援

地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足等に直面している。これまで中小企業の設備投資等の促進や事業承継に対する支援など、生産性向上や担い手を確保するための財政支援を行ってきた。令和元年度税制改正においては、生産性向上や先進的な設備投資の後押し、防災・減災対策のため、中小企業等向けの投資促進に係る各種税制の延長・創設等を行った。引き続き、これらの制度の活用促進に努める。

令和2年度税制改正においては、中小企業とベンチャー企業の協働によるイノベーションを推進し、これにより中小企業が自らの事業の革新を図ることを応援するために、中小企業からベンチャー企業への出資について所得控除を認める措置を創設する。地域経済やコミュニティの維持・活性化といった地域課題の解決に資するローカル5Gについて、地域の中小企



業等においても設備投資を促進するため償却資産に係る固定資産税の特例措置を創設する。

なお、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点から、中小企業における交際費課税の特例については見直しを行うことなく2年延長する。

## 経済産業関係 令和2年度(2020年度)税制改正のポイント

### 1. オープンイノベーション投資をはじめとする成長投資の促進

#### オープンイノベーション促進税制の創設と現預金の活用

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。その際、オープンイノベーションの取組が確保されるよう、出資者は出資先のベンチャー企業の株式を一定期間（5年間）保有することとする。
- 併せて、収益が拡大しているにも関わらず賃上げ・投資に積極的でない大企業に対しキャッシュアウトを促すため、研究開発税制等の租税特別措置の適用が停止される要件のうち、設備投資要件を強化する（減価償却費の10%以下→30%以下）とともに、賃上げ・生産性向上のための税制について、設備投資要件を厳格化する（減価償却費の90%以上→95%以上）。

### 2. グローバル化や働き方改革の進展への対応

#### (1) 5G投資促進税制の創設

- Society5.0の実現に向け、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、全国キャリアの高度な送受信装置等の前倒し整備について、15%の税額控除（又は30%の特別償却）を認めるとともに、地域（ローカル）の送受信装置等の設備投資について、15%の税額控除（又は30%の特別償却）を講ずる。

#### (2) 連結納税制度の見直し及び株対価M&Aの本則化

- 企業の事務負担軽減のため、グループ調整計算を維持しながら個別申告方式を導入するとともに、連結グループ加入時の時価評価課税の対象縮小等を行う。
- 会社法改正を踏まえ、自社株式を対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益への課税繰延措置の本則化については、来年度に向けて引き続き検討する。

#### (3) 消費税の申告期限の延長特例の創設

- 働き方改革を踏まえた企業の事務負担の軽減のため、法人税等と異なり申告期限の延長が認められていなかった消費税の申告期限を1ヶ月延長する特例を創設する。

#### (4) 日本企業の状況を踏まえた国際的な課税の見直し

- 国際課税ルールの見直しに当たっては、国際的な議論の動向を踏まえつつ、海外企業とのイコールフットingの確保と日本企業の国際競争力の向上に向けて、合理的かつ明瞭な制度となるようにする。

### 3. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上

#### (1) 中小企業向けオープンイノベーション促進税制の創設

- 地域経済を牽引する中小企業による地域経済の活性化に向けた取組を後押しするため、中小企業による、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

#### (2) エンジェル税制の拡充を通じた創業直後の中小企業の更なる成長促進

- 個人投資家の裾野拡大とリスクマネー供給の強化を図るため、個人のベンチャー投資を促進するエンジェル税制について、対象となるベンチャー企業の要件を緩和（設立後3年未満→5年未満）するとともに、クラウドファンディング事業者を認定対象へ追加する。

#### (3) 少額資産の特例措置及び交際費課税の特例措置の延長

- 中小企業が取得する30万円未満の少額設備投資について、年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を延長する。
- 中小企業の交際費を年間800万円まで全額損金算入可能とする特例措置を延長する。

#### (4) 再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

- 中小企業が事業の再編・統合等を行う際の登録免許税や不動産取得税を軽減する措置を延長する。

### 4. 自由化の下でのエネルギーの安定供給の確保

#### (1) 電力・ガス事業の収入金課税の見直し

- 2020年に送配電部門が法的分離する電気供給業における法人事業税（収入金ベース）について、その課税方式を見直し、発電・小売事業のうち2割程度に、外形標準課税（付加価値割＋資本割）を組み込む。また、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。
- 2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における法人事業税については、他のエネルギーとの取組や新規参入の状況とその見直し等を考慮しつつ、課税方式の見直しを引き続き検討する。

#### (2) 資源・燃料や省エネ・再エネに係る投資の促進

- 海外資源投資を行う際の事業リスクを軽減する海外投資等損失準備金制度や、石油精製時に不可避的に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置等を延長する。
- 大規模な省エネ設備や先進的な再エネ設備への投資を促進するための措置（特別償却等）について、対象事業者の追加や償却率の見直しを行った上で、延長する。

**(3-2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。



(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

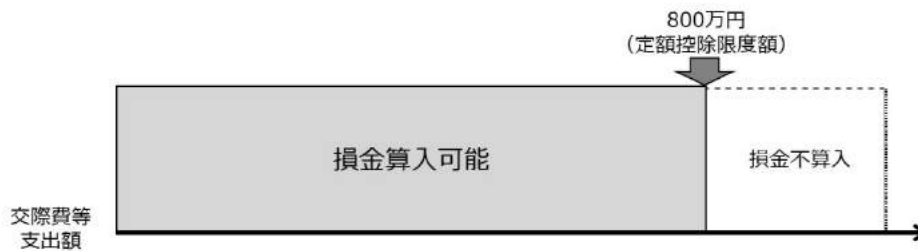
**(3-3) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長** (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。  
得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。



(3-4) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

延長

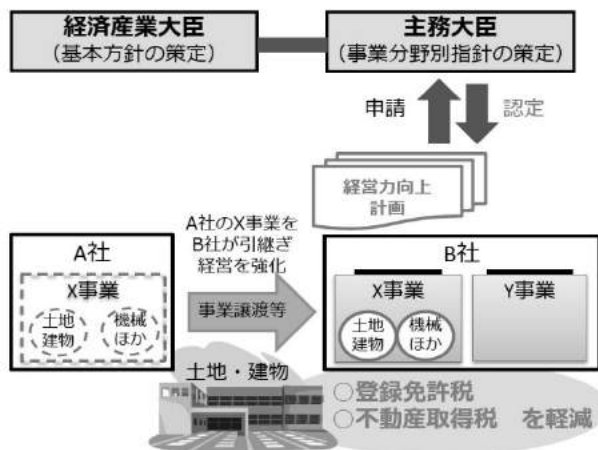
(登録免許税・不動産取得税)

- 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで**次世代への経営引継ぎを加速させる措置**について、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要

○適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%*	1.6%

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%*1	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の 家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

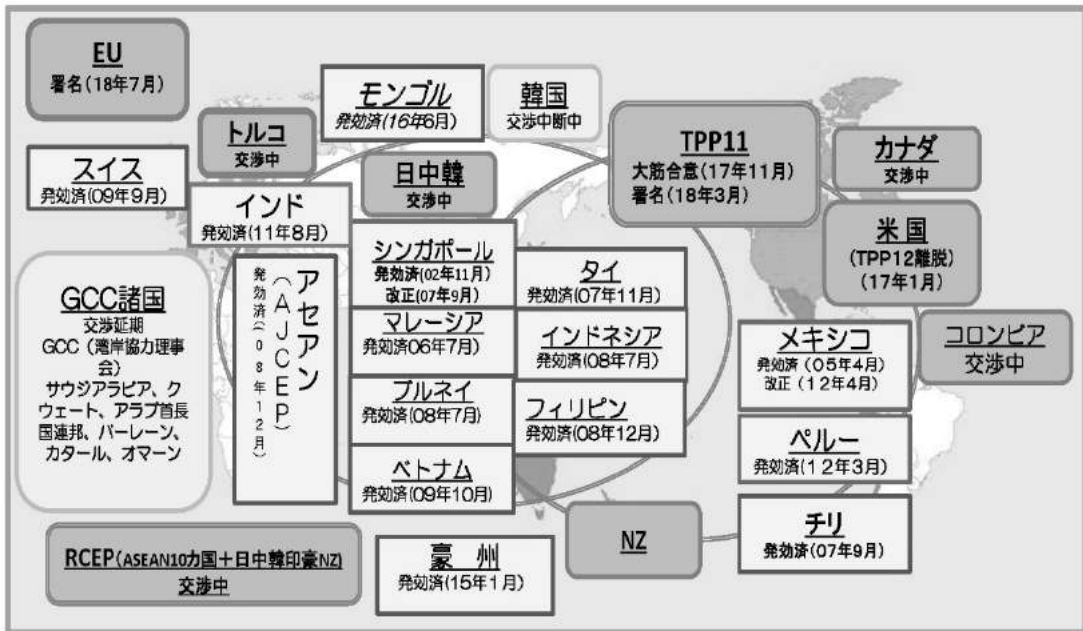
3

## EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

### ●我が国のEPAへの取組状況

#### 我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域)：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等：TPP11(大筋合意)18年3月に署名、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)、日EU(大枠合意、交渉妥結)18年7月に署名
- 交渉中(3カ国、4地域)：RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)：韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)





EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

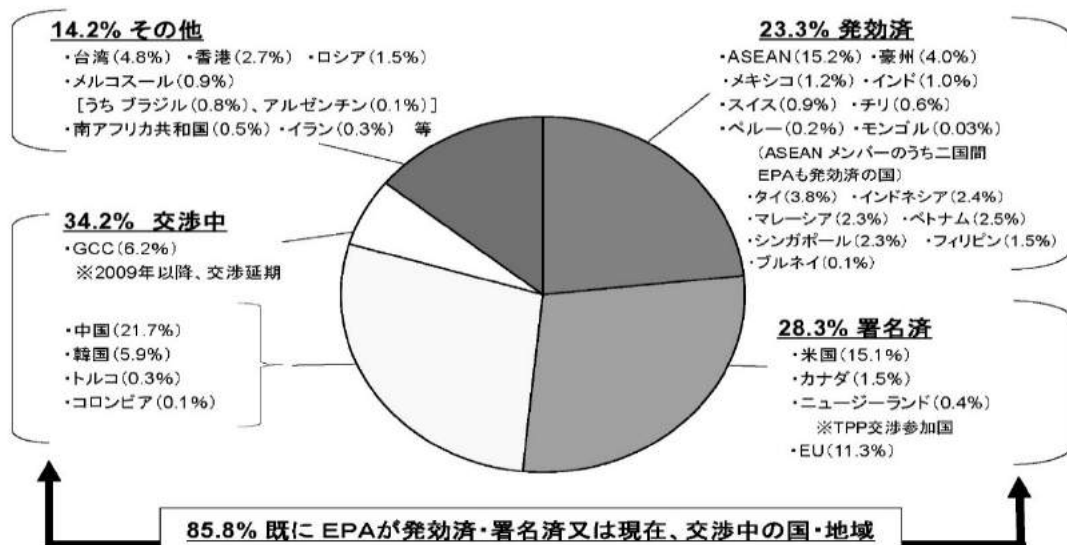
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)					▲(10月)										
メキシコ		◆(11月)	◆(9月)	◆(4月)							△(10月)	▲(4月)					
マレーシア			◆(1月)		◆(12月)												
チリ						◆(2月)	◆(2月)	◆(2月)	◆(2月)								
タイ			◆(2月)				◆(4月)	◆(11月)									
インドネシア					◆(7月)		◆(8月)	◆(7月)									
ブルネイ						◆(6月)	◆(6月)	◆(7月)									
ASEAN全体 (AJCEP)(注)		◆(8月)	◆(8月)	◆(8月)	◆(8月)	◆(8月)	◆(8月)	◆(8月)	◆(10月)								
フィリピン			◆(2月)		◆(9月)		◆(12月)										
スイス						◆(6月)	◆(6月)	◆(6月)									
ベトナム						◆(1月)	◆(12月)	◆(12月)									
インド						◆(1月)					◆(2月)	◆(10月)					
ペルー								◆(5月)		◆(5月)	◆(12月)						
豪州						◆(4月)									◆(7月)	◆(1月)	
モンゴル											◆(6月)			◆(12月)	◆(6月)		
TPP12													◆(7月)		◆(2月)		
TPP11																	◆(5月)
EU														◆(4月)			◆(1月)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等については、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易額ベース)



【参考】主要国のFTA比率<sup>(1)</sup>

日本: 51.6%、米国: 47.2%、EU: 32.8%、韓国: 68.2%、中国: 38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。

## 日本と各国とのEPA交渉

### ●日・EU経済連携協定について

経産省は昨年から日EU・EPAの原産地申告手続の運用に係る要望をEU側に累次申し入れており、6月26日にブリュッセルで開催された第1回の原産地・税関小委員会において引き続きの協議事項とされていた3点の諸問題についてEU側と協議を行った結果、次のとおり合意された。税関の諸手続に関する運用も併せて日EU共通のガイドラインとして12月16日に公表され、その一部については経産省ウェブサイト(下記URL)に掲載されている。また、原産地手続き簡略化についての具体的な取扱いについては本誌2019年8月号に掲載。

#### 【合意された内容】

##### ①協定第三・十七条2「その他商業上の文書」の明確化:

→「プロフォームインボイス、船積書類(パッキングリスト、デリバリーノート)等を例示。

##### ②輸出者と生産者が異なる場合の生産者による自己申告の取扱い:

→認める。自身で作成する文書(対象となる文書は①が適用される)に記載できるほか、商社が作成する文書上に記載することも可。

##### ③第三国インボイスが使用された場合の原産地申告の記載方法:

→国内に所在する生産者ないしは輸出者が作成する文書上(対象となる文書は①が適用される)に記載すればよい。

以上に加えて、既に運用上認められながらもEUのガイドライン上に明記されていなかった「インボイス、その他商業上の文書」とは別紙への原産地申告の作成を認める旨も明記され、いずれも日本側の要望が認められる形となった。

#### ○日EU共通のガイドライン

[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/epa/eu/table1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/eu/table1.pdf)

#### ○上記事項を含むガイドライン全体(財務省HP「自己申告及び確認の手引き」)

[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_eu.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf)



図表5 自己証明方式の比較

	豪州EPA	TPP CPTPP	EU・EPA
証明者	輸入者、輸出者、生産者		
様式	不問(日豪:税関提示サンプルあり)		規定
記載事項	①証明者:名前、住所(国名)、輸入者、輸出者、生産者のいずれか ②製品の名称、HSコード(6桁)、インボイス番号(1次利用) ③利用した原産地基準 ④(数次利用の原産地証明書)有効期間(最長12カ月) ⑤署名及び日付、宣誓文		
使用言語	英語		(日本語可)
有効期間	1年(起算日:原産地申告書作成日)		
根拠資料添付	輸入国の規定による(原産地申告書+根拠資料)		
保管期間	5年		4年(輸入者:3年) *電子媒体での保管可
検証	①文書照会 ②立入検査		①文書照会 (無作為抽出含む) ②立入検査

日本関税協会「貿易と関税」2019年4月号

## ○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

名古屋税関

電話番号:052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

大阪税関

電話番号:06-6576-3196

神戸税関

電話番号:078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs.go.jp

## ○原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P.51-54 (P.51の下方に原産地証明書サンプル)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5%EU%EPA%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>

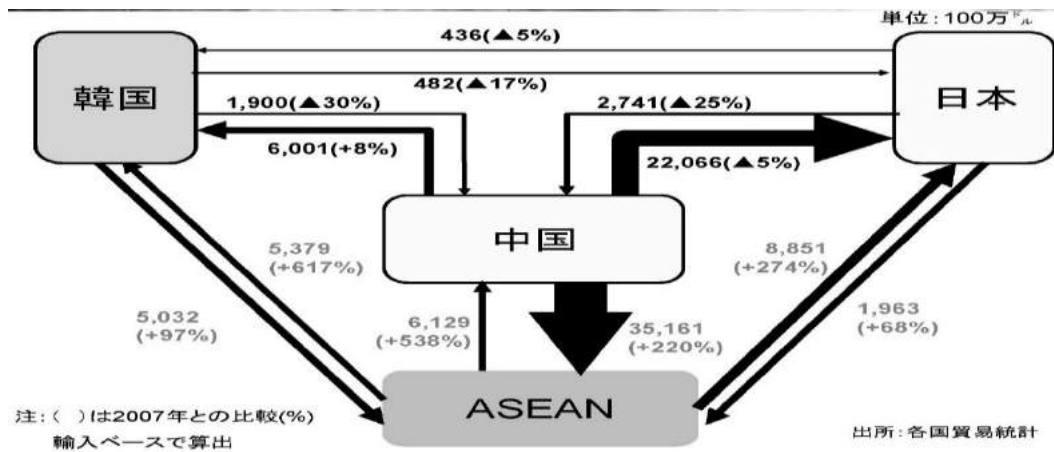
●日中韓経済連携協定について

12月22日から23日まで、中国・北京において第12回日中韓経済貿易大臣会合が開催され、日本からは梶山経済産業相が出席した。公表された共同声明では、2020年に妥結を目指すRCEP交渉に基づき、日中韓3か国がより高い水準で工業品・農産品の関税撤廃・削減などを目指す日中韓FTA交渉を加速させていくとの方針が盛り込まれた。

○日中韓経済貿易大臣会合において発出された共同声明

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191222001/20191222001-2.pdf>

**FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響**



**東アジアの繊維貿易フロー (2017年)**

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成  
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





## ●日・RCEP経済連携協定について

北京での日中韓経済貿易大臣会合の共同声明においては、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)についても言及しており、2019年に発表されたRCEPに関する共同首脳声明におけるコミットメントを再確認するとしている。離脱に言及しているインドも含めた16か国での2020年の協定署名に向けた協力を確認した。24日に開催された日中韓首脳会談においても、日中韓FTAの交渉を加速させるとともに、RCEPの早期妥結を目指すことで合意したと発表された。

### RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

## ●日・トルコ経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_turkey/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html)

## ●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_colombia/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html)

## ●日・カナダ経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_canada/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html)

●特許公開情報

2019年12月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年12月公開分)

< 12月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-206768	ユニチカトレーディング(株)	ポリエステル高捲縮加工糸、織編物、およびポリエステル高捲縮加工糸の製造方法
2	特開 2019-210487	三菱ケミカル(株)	繊維強化樹脂成形材料及びその製造方法、並びに繊維強化樹脂成形品
3	特開 2019-214177	ユニチカ(株)	膜材料及びこれを用いた膜天井
4	特開 2019-214690	(株)豊田自動織機	繊維強化複合材及び織物基材
5	特開 2019-214798	東レ(株)	偏心芯鞘複合繊維を用いた織編物
6	特開 2019-214814	東レ(株)	紡績糸および織編物
7	特開 2019-215291	杉田電線(株) 井上リボン工業(株)	歪センサ素子及びその製造方法
8	特開 2019-218644	一広株式会社	二重ガーゼ織物およびその製法
9	特開 2019-218659	(株)ダイセル	耐熱性を有する繊維、及び布
10	特開 2019-221128	チェ、ミョン シク (韓国)	ワイヤーハーネス用の織物パッドテープ及びその製造方法

**綿工連 2019年(平成31年・令和元年) 一年の動き**

- 1月11日…………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月16日…………… 織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月24～25日………ピワタカシマ2020春夏素材展 東京展(東京・ふくい南青山291)
- 1月29～30日………播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)
- 1月30日……………第125回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 2月7～8日……………ピワタカシマ2020春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)
- 2月21～22日………遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 2月26日……………綿スフ工連／綿工連／同交会理事会(大阪・綿業会館)
- 2月27日……………第126回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月 2日……………綿工連綿's 倶楽部全国交流会(名古屋・名古屋観光ホテル)



- 3月19～20日……第7回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月22日……外国人技能実習生受入企業連絡会議(大阪・綿業会館)
- 4月25日……第7回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 4月26日……綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(東京・綿工連会館)
- 4月26日……第127回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 5月11日……綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 5月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)
- 5月24日……綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)
- 5月29日……第3回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 6月11日……SCM推進協議会総会(東京・TFTビル)
- 6月18日……SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 6月20日……第128回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月25～26日……ジェトロ欧米向けテキスタイル輸出展示商談会(東京・ジェトロ本部)
- 6月28日…… ” (名古屋・あいち国際ビジネス支援センター)
- 7月27日……綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 7月30日……織産連常任委員会、技能実習適正化・取引適性化推進委員会(霞ヶ関ビル)
- 8月 8日……第129回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 9月26日……広幅先染専門委員会【拡大】(播州産地)
- 9月26日……第130回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 10月18日……綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(東京・綿工連会館)
- 10月31日……綿スフ工連正副理事長会議(大阪・綿業会館)
- 11月 1日……第8回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 11月 8日……近畿以西【拡大】事務局会議(広島産地)
- 11月13日……第131回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 11月19～20日……JFW-Premium Textile Japan 2020A/W、JFW-Japan Creation 2020  
(東京国際フォーラム)
- 11月21日……第9回日中韓繊維産業協力会議(韓国・釜山)
- 11月30日……綿工連綿's倶楽部委員会(名古屋・ウインクあいち)
- 12月 4日……SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 12月18日……織産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)

### 1月以降の行事

- 1月10日……織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月17日……織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月29～30日……播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)
- 2月6～7日……ビワタカシマ2021春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)

- 2月21～22日……遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)  
2月28日……綿工連綿's 倶楽部全国交流会(和歌山産地)  
3月12～13日……第8回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)  
3月30日……綿スフ工連／綿工連／同交会理事会(大阪・綿業会館)  
5月13～14日……JFW-Premium Textile Japan 2021S/S(東京国際フォーラム)  
5月25日……綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は  
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN  
COTTON**



**Pure Cotton**

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN  
COTTON**



**Cotton Blend**

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を推進しております。